

# 第 5 章

## 受援対象業務

# 1

## 受援対象業務の考え方

災害発生後は、受援班を設置し、県と連携の下で円滑に応援を受け入れる体制を整備するとともに、受援が必要となる業務をあらかじめ特定した上で、その業務内容を整理し、受援対象業務を明らかにする。

# 2

## 受援対象業務の一覧

災害発生後は、受援班と関係部局が連携し、応援要請を行っていく。

受援対象業務は下記のとおりとするが、必要に応じて受援対象業務の拡充等を行っていく。

	業務名	業務内容	支援団体				必要な職種	担当班
			自治体	民間事業者	一般ボラ	専門ボラ等		
1	災害対策本部事務局運営	町が実施する災害対策活動に対する補助(助言)及び協定団体からの先遣隊、リエゾン(注5)を連絡調整者としての受入れ	●					防災総括班
2	避難所運営	避難者受付、名簿作成、物資ニーズ把握、物資・食事の配給、物資の整理等	●		●			健康福祉班各班
3	物資輸送拠点運営	支援物資について、トラックから荷下ろし、種別毎に仕分け、搬送トラックへの積み込み、在庫管理	●	●	●			受援班 健康福祉班各班

	業務名	業務内容	支援団体				必要な職種	担当班
			自治体	民間事業者	一般ボラ	専門ボラ等		
4	災害廃棄物関係業務	ごみ収集(一般・災害ごみ等)、仮置場での分別指導、処理委託事務等	●	●			廃棄物担当課経験者	都市建設班
5	罹災証明書交付業務	罹災証明書の交付業務、住家に係る被害認定調査結果等	●	●				財務班
6	被害認定調査	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査結果を登録	●				家屋評価経験者が望ましい	財務班 都市建設班
7	被災者支援申請受付業務	被災者支援金、義援金、見舞金等の申請受付等	●					健康福祉班
8	応急仮設住宅等申請受付業務	建設型応急仮設、みなし応急仮設、申請受付等	●					都市建設班
9	動物救護関係業務	避難所等に係る被災ペットの受入れ	●	●			獣医師	都市建設班 健康福祉班 住民経済班
10	道路・橋梁の復旧	緊急輸送道路を中心に道路の啓開作業、応急復旧を実施	●	●			土木職	都市建設班
11	町有施設の応急復旧	町有施設の応急復旧	●	●			建築職	都市建設班 各班
12	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	町職員と応援職員の判定チームにより、被災建築物の応急危険度判定を実施 被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、擁壁・宅盤・法面等の危険度を分類	●	●		●	建築職 土木職	都市建設班

	業務名	業務内容	支援団体				必要な職種	担当班
			自治体	民間事業者	一般ボラ	専門ボラ等		
13	下水施設の応急復旧	下水道管路施設の一次調査、応急復旧	●	●			土木職	都市建設班
14	避難所巡回健康相談	避難所における被災者の健康相談、感染症予防対策指導、エコノミー症候群の予防指導の実施等	●				保健師 看護師	健康福祉班
15	被害情報の収集	必要に応じて、協定団体へ空撮による被害状況の収集を依頼		●				受援班
16	遺体の収容、安置	遺体が多数発生した場合で、収容、安置が必要の場合に、町内の寺院等と連携		●				都市建設班
17	食料、水、物資の搬送	第3章 物的支援の受入れ		●				受援班 住民経済班
18	燃料の確保	県が群馬県石油協同組合と協定を締結しており、県へ自家発電設備燃料、車両への優先供給について要請及び町の協定により要請		●				財務班
19	仮設トイレの設置	必要に応じて、避難所へ仮設トイレを設置	●	●				都市建設班
20	し尿の収集	避難所へ設置した仮設トイレのし尿収集		●				都市建設班
21	福祉避難所の運営	福祉避難所の被災者支援				●	介護職	健康福祉班

(注5) 大規模災害発生時に国や県から派遣され、災害対策の支援を行う職員。